

明星大学自己点検・評価規程

平成15年9月11日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、明星大学学則（昭和39年4月1日）第60条第3項、明星大学大学院学則（昭和46年4月1日）第48条第2項、明星大学通信教育部学則（昭和42年4月1日）第56条第3項及び明星大学通信制大学院学則（平成11年4月1日）第39条第2項及び明星大学における内部質保証に関する規程第7条第2項に基づき、自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の項目)

第2条 本学が行う自己点検・評価の対象とする項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 理念・目的
- (2) 内部質保証
- (3) 教育研究組織
- (4) 教育課程・学習成果
- (5) 学生の受入れ
- (6) 教員・教員組織
- (7) 学生支援
- (8) 教育研究等環境
- (9) 社会連携・社会貢献
- (10) 大学運営・財務
- (11) その他必要な事項

(自己点検・評価の実施組織)

第3条 明星大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）は、明星大学における内部質保証に関する規程第3条第2項に定める明星大学内部質保証推進委員会（以下「内部質保証推進委員会」という。）の下で、全学的な自己点検・評価を推進及び運営する。

2 各部局等は、自己点検・評価委員会の指示に基づき部局別自己点検・評価委員会（以下「部局別委員会」という。）を設け、各部局等における自己点検・評価を実施する。

(自己点検・評価委員会)

第4条 自己点検・評価委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部等の長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 通信教育課程長
- (5) 全学共通教育委員会委員長
- (6) 学苑・大学事務局長
- (7) 学苑・大学企画局長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 委員長は、学長が指名した副学長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 自己点検・評価委員会の事務は、理事長・学長室ユニットが行う。

(自己点検・評価委員会の任務)

第5条 自己点検・評価委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価に係る実施体制の整備
- (2) 部局別委員会による自己点検・評価結果に基づく全学的な自己点検・評価の実施
- (3) 自己点検・評価結果の取りまとめ及び自己点検・評価報告書の作成
- (4) 自己点検・評価報告書の内部質保証推進委員会への報告

(部局別委員会)

第6条 部局別委員会は、各部局別に次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部等自己点検・評価委員会
 - ア 学部等の長
 - イ 学部等の長が指名する当該学部等所属教職員 若干人
- (2) 研究科自己点検・評価委員会

- ア 大学院研究科長
 - イ 大学院研究科長が指名する当該研究科所属教職員 若干人
- (3) 通信教育部自己点検・評価委員会
- ア 通信教育課程長
 - イ 通信教育課程長が指名する教職員 若干人
- (4) 全学共通教育自己点検・評価委員会
- ア 全学共通教育委員会委員長
 - イ 全学共通教育委員会委員長が指名する全学共通教育委員会構成員及び職員 若干人
- (5) 図書館自己点検・評価委員会
- ア 図書館長
 - イ 図書館長が指名する教職員 若干人
- (6) 附属教育研究機関自己点検・評価委員会
- ア 附属教育研究機関長
 - イ 附属教育研究機関長が指名する教職員 若干人
- (7) 学苑・大学事務局自己点検・評価委員会
- ア 学苑・大学事務局長
 - イ 学苑・大学事務局長が指名する職員 若干人
- (8) 学苑・大学企画局自己点検・評価委員会
- ア 学苑・大学企画局長
 - イ 学苑・大学企画局が指名する職員 若干人
- 2 委員会の委員長は、各部局の長とする。
- 3 委員会は、委員長が必要と認めたとき、作業部会を設けることができる。
- 4 部局別委員会の事務は、教学マネジメントユニット又はその他関係の部署が行う。
(部局別委員会の任務)

第7条 部局別委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部局別自己点検・評価の実施
- (2) 部局別自己点検・評価報告書の作成及び自己点検・評価委員会への報告
(委任)

第8条 この規程の定めるもののほか必要な事項については、学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部長会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年9月11日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2023年4月1日から施行する。